

児童発達支援事業所における自己評価結果（公表）

令和3年2月1日公表

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	○		活動内容や発達状況に応じて、活動スペースを分けるなどを行い、職員が相互に協力しやすい環境を作っています。	法令で定める基準以上の広さはあるものの、利用児童が集中する時間帯では手狭感を否めないため、今後も活動内容やグループ分けなどに更に配慮し、工夫していきます。
	2	○		児童一人ひとりの活動への配慮や、関わり方などで、目と手の行き届く支援に取り組みる保育士、児童指導員の配置を行っています。	今後も法令で定める職員の配置基準以上の職員を、支援の状況や活動内容に応じて適切に配置していきます。
	3	○		生活空間は、本人にわかりやすく構成化された環境になっているか。また、障がいのある特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	移動時のつまづきや、トイレ利用時の姿勢の安定の確保等に向けて、さらに改善を検討し、取り組んでいきます。
	4	○		生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	衛生環境への意識をより強く持ち、さらに徹底してまいります。また活動空間は、児童一人ひとりが目で見てすぐにわかるように視覚的な支援を用いた理解しやすい環境を整えていきます。
業務改善	5	○		日々業務開始前の朝礼または昼礼時に目標への取り組みの意識付けと、評価の共有に取り組んでいます。	今後も日々の打合せで職員全員での課題、目標に対する改善意識の共有化と実践に努めてまいります。
	6	○		年に1回保護者様へアンケート調査を行い、頂いた評価を全職員で共有し、検討することで、更なる業務の改善に取り組んでいます。	今後も保護者様のご意見を頂き、職員全員で共有することにより、問題への改善意識を持って、業務に取り組んで参ります。
	7	○		自己評価表の結果は公式webサイト上で公開しております。	今後も公式webサイト上に公開を行うて参ります。
	8	○		現時点では第三者評価は実施できておりません。	第三者による外部評価については今後課題として検討して参ります。
適切な支援の提供	9	○		社内及び社外で行われる研修には、例年積極的に参加しておりますが、今年度はコロナ感染症の影響で参加機会は多くありませんでした。	今年度は、会社の作成による研修動画コンテンツで研修して参りましたが、コロナ終息後は外部研修にも積極的に参加し、研修で学んだことを職員間で共有し、資質向上に努めて参ります。
	10	○		定期的なアセスメントを児発管が担当し、児童や保護者様のご意向を踏まえて支援計画を作成しています。また、全職員に作成することで、支援の統一を図っています。	今後も定期的なモニタリングを行い、児童や保護者様のご意向を踏まえて支援計画書の作成に取り組んで参ります。
	11	○		標準化されたアセスメントツールを用いて、児童の特性を加味した聞き取りを行い、その時の状況を把握した上で客観的な判断を行っています。	今後も適宜、情報の収集と整理に努め、正確なアセスメントについて情報共有し、参ります。
	12	○		ガイドラインを遵守した上で、児童一人ひとりの状況を確認し、児童・保護者様のご意向や課題から必要な支援内容や優先順位を踏まえ、提供すべき支援内容の組み合わせを設定しています。	今後もガイドラインに沿って、概ね半年ごとに、また必要であれば適宜モニタリング、担当者会議等で見直しを行い、児童・保護者様のご意向を踏まえ、具体的な支援内容、個別支援計画を作成してまいります。
	13	○		支援記録ファイルに個別支援計画書を添付し、職員の意識付けを図り、全員で支援計画に基づいた支援が行えるよう図っています。	今後も継続し支援計画に沿った支援に取り組めるように、児発管と共に職員全員で随時計画を確認し、支援に活かして参ります。
	14	○		活動プログラムの立案では、ケース会議を行い、全員で意見を出し合い課題に沿った活動に取り組めるよう努めています。日々の個別スケジュールは、担当の職員が都度組み立て、全職員で共有しています。	今後も活動プログラムは全職員で話し合い、立案・計画・検証してまいります。
	15	○		通常は課題の克服及び定着を目指し、あえて固定化した繰り返し行う療育に取り組むことが基本ですが、その時々児童の様子や日々の記録から進捗を確認し、毎日課題を検討しています。また、児童の発達や成長に合わせた個別の課題を与え、職員それぞれの工夫や関わり方に変化をつけ固定化しない活動内容を工夫しています。	今後は、これまで同様児童の希望も取り入れ、平日の連続した活動と、ルーティン化した課題という活動、並行して長期休みに季節の行事や制作等も取り入れ、変化を持たせて参ります。
	16	○		児童一人ひとりの特性と状況を把握した上で、個別の活動から集団活動への導入を立案し組み合わせ、支援計画の作成を行っています。	今後も継続して計画作成を行って参ります。
	17	○		朝礼では児童の情報確認、役割分担を行っています。必要に応じて、その日の支援内容やそれぞれの児童の課題や気づき等について話し合っています。	今後も、朝礼では当日の流れ・支援内容や役割分担について情報共有の上、支援に取り組んでいきます。
	18	○		支援終了後は送迎などのため物理的に時間の制約があり、全員の参加が難しく、当日中に意見交換ができない場合には気付きは支援経過記録に記載し、発信し、共通認識に努めています。	今後も気づきの共有、報告・連絡・相談を徹底し、情報共有に努めて行きます。
19	○		日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	今後も個別支援経過記録の記載を徹底して参ります。	
20	○		定期的なモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	今後も定期的に児童の現状の把握を行い、また保護者様のご意向も確認しながら計画の見直しを判断してまいります。	
関係機関や保護者との連携	21	○		障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	今後も同様に、継続して児発管が参画して参ります。
	22	○		幼稚園や保育園、または行政の支援機関等と密に連携を図り、情報共有を図っています。	今後も関係機関との関わりを継続し、連携した支援ができるよう努めて参ります。
	23	○		（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合）地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	事業所は重症心身障がい児以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し受け入れ態勢、事業所のあり方について模索して参ります。
	24	○		（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合）子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	事業所は重症心身障がい児以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し受け入れ態勢、事業所のあり方について模索して参ります。
	25	○		移行支援として、保育所や認定子ども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚園）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	今後も繋がりが途絶えないように、連絡を取り合い、情報や助言を頂きながら、児童の課題への向き合いを心掛けます。
	26	○		移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	今後も移行先と情報共有や相互理解を図り、移行支援を行って参ります。
	27	○		他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	コロナ終息後は、引き続き専門機関による公開講座に参加するなど、助言を受ける機会を積極的に活用して、事業所では全職員に周知し共通理解と能力向上に繋げて参ります。
	28	○		保育所や認定子ども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	保護者様のご意向をうかがいながら、近隣の学童保育などとの交流機会への検討を行って参ります。
	29	○		（自立支援）協議会子ども部会や地域の子どもの子育て会議等に積極的に参加している	コロナ終息後は、研修や講義等に積極的に参加し、持ち帰った情報を事業所で周知、共通理解、能力向上に繋げて参ります。
	30	○		日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	今後も引き続き保護者様と情報共有の充実を図り、信頼関係の構築と、共通理解に努めます。
保護者への説明責任等	31	○		連絡帳等を通してご質問等にも助言・支援を行い、ご要望や必要に応じ、面談を行う等、保護者様に寄り添う支援を心がけております。	家庭連携がきっかけでお困りごとや相談ごとをお話し頂く機会も、以前より増えました。今後もお役に立てるよう保護者様のお話をよく傾聴し、信頼関係を深めて参ります。
	32	○		契約の、或いは保護者様の求めに応じて、随時、児発管がわかりやすく丁寧にご説明を行い、内容に変更等があった際には、都度通知・説明を行っています。	これからわかりやすく丁寧な説明を心掛けて参ります。
	33	○		ガイドラインから当該児童に必要な支援を選択し「児童発達支援計画」を作成しています。契約や担当者会議の際に、管理者・児発管より詳しく説明を行い同意を得ています。	今後も同様にご意向や児童の状況に応じ支援計画を作成し、丁寧な説明を心掛けて参ります。
	34	○		送迎時や、電話連絡等の対応時に、児童のご家庭での様子をお聞きして、問題を伝え合いやすい環境を作っています。子育てや児童の発達に関する質問や相談を受けた場合、連絡帳・電話に留まらず、ご家庭へ訪問するなど、丁寧な対応を行い、内容によっては専門機関へ相談しながら保護者様に寄り添った対応を心がけております。	今後もお役に立てるよう、保護者様のお話をよく傾聴し、より一層信頼関係を深めて参ります。
	35	○		個人情報の取扱いに十分注意している	個人情報は今後も細心の注意を払い、取り扱いや保管を行って参ります。
	36	○		定期的な会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	今後も継続して情報発信を行い、避難訓練やイベント等の行事予定は、連絡帳やプリントを通して事前の情報発信に努めます。
	37	○		個人情報の取扱いに十分注意している	個人情報は今後も細心の注意を払い、取り扱いや保管を行って参ります。
	38	○		連絡帳を活用し、次回の日程や時間、送迎時の注意点など、詳細な記載を心掛け、会話では、専門用語を避け、わかりやすく伝わりやすい表現を心掛けています。児童も積極的に分かりやすく、アイテムを活用するなど、分りやすく情報を伝えるよう配慮してまいります。また、場合によっては相談支援員や行政と連携し、対応しています。	今後も、個々の特性に配慮しながら、新しく情報が伝わるよう工夫し、意思疎通に努めて参ります。
	39	○		送迎時や、電話連絡等の対応時に、児童のご家庭での様子をお聞きして、問題を伝え合いやすい環境を作っています。子育てや児童の発達に関する質問や相談を受けた場合、連絡帳・電話に留まらず、ご家庭へ訪問するなど、丁寧な対応を行い、内容によっては専門機関へ相談しながら保護者様に寄り添った対応を心がけております。	今後もお役に立てるよう、保護者様のお話をよく傾聴し、より一層信頼関係を深めて参ります。
	40	○		緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	保護者様のご意向をうかがった上で、コロナ終息後は地域のイベント等に児童も参加、あるいは事業所の行事に近隣の方にご参加頂けるように図り、繋がりを作れるような働きかけを行う等、検討して参ります。
非常時等の対応	41	○		緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	各種マニュアルをご覧頂けるように、保護者様へも継続してお伝えして参ります。
	42	○		非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	今後も、最低年2回は定期的に児童も参加して避難訓練を行います。また消防署で行われる救命講習も受講し、非常時に「命を守る行動」を迅速に行えるよう訓練を続けて参ります。
	43	○		アセスメントにて保護者様に依頼し、服薬や主治医の指示、発作時の対応や、気をつけるべきこと、兆候などについて詳細な聞き取りを行って、得た情報は全職員が把握できるように努め、緊急事態には、迅速・適切な対応が行えるよう配慮してまいります。	事前の情報収集と職員への周知、定期的な振り返りを今後も行って参ります。
	44	○		食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づき対応がされている	今後も引き続き事業所で食物の提供を行う予定はないものの、イベント等で万一食物の提供を行う際には、保護者様に告知し、了解を得ることとします。
	45	○		ヒヤリハットが発生した場合、詳細に記録に残してファイルに保管しています。事例集は職員間で共有し、定期的に振り返りよう努め、再発防止・事故防止に取り組んでいます。	今後も記録、情報共有、認識一致の上事故防止のため、都度振り返るよう心がけて参ります。
	46	○		例年は外部の虐待防止の研修にも必ず参加し、参加した職員が事業所内研修で周知を行い、それを基に定期的な職員会議・研修を繰り返すことにより、積極的に意見交換を行い、周知徹底して虐待防止に努めています。本年度はコロナ禍のため研修機会はありませんでしたが、事業所内研修を開催し、認識一致に努めました。	今後も、虐待防止への研修や討議は継続し、研鑽に努めて参ります。
	47	○		どのような場合にもやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	今後も原則として身体拘束は行わない基本姿勢を守りながら、緊急時（部屋からの飛び出し、自傷、緊急行動などの危険を伴う可能性がある場合）など児童の命に関わる事象が起きた場合に限り、止むを得ず得た状態を移動させたり、静止する必要があることなどを保護者様に十分に説明を行い、同意を得て、その旨を個別支援計画にも記載して参ります。